

○財務省告示第百十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十一年三月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百九十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 第一項及び第四十七条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札発行と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札の募入の決定を財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの

十 十
九 八

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
三 大
十 臣
一 か
年 ら
三 通
月 知
一 を
日 受
け
た
者